書式第８号（法第１０条・第２５条関係）

設立・定款変更用

2022　　年度　　事業計画書

（2022 年 10 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで）

特定非営利活動法人　フォトボイス・プロジェクト

１　事業実施の方針

・各地域のフォトボイス・ミーティング事業を、各地域のメンバーの事情に応じ実施する。
・展示、グループメンバーによるワークショップなどのトーク・イベントを随時実施する（ハイブリットも可）。
・「声」の翻訳作業を引き続き実施する。
・写真と声集 No.3 を制作する。ホームページへの写真と声のデータベース構築作業。
・東日本大震災 11 年、フォトボイス活動の 11 年に際し、活動のまとめのブックレットを完成させる。
・ブックレット、写真と声集 No.3 を自治体・大学等の災害・防災センター（研究所）、これまでの被災地を中心とした自治体・大学図書館、主たる男女共同参画センター（女性センター）、等へ寄贈する。
・引き続き、アーカイブの充実に努める。また、ホームページや Facebook の更新・拡充を行う。

２　事業の実施に関する事項

（１）特定非営利活動に係る事業　　（事業費の総費用【３９００】千円）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数		事業費（千円）
事業１ フォトボイス・ミーティング事業	グループを継続的に実施 ・メンバーが自分自身や地域の状況を写真に撮り、経験や心情、防災・復興の課題を語り合う。 ・社会に伝えたいメッセージ（声）づくりのサポート ・グループメンバー間の相互理解や相互交流を深める。	メンバーの事情に応じ随時	宮古市 仙台市 石巻市 女川町 郡山市 福島市 東京都		東日本大震災で被災した女性	40		500
事業２ 展示と発表に関わる企画・制作・実施事業	・被災地あるいは被災地外で展示と発表（報告、ワークショップなど）	3 月 随時	大阪府豊中市 被災地あるいは被災地外 東京都	20	被災地内外の一般の人々、国内外の一般の人々	不特定多数		500
事業３ フォトボイス・グループ実施促進事業	・文章講座あるいはプレゼン研修を実施。より効果的な発信のために専門家を講師にグループ参加者の「声」やプレゼンを指導してもらう	随時	被災地あるいは東京都（近郊含む）	10	被災地あるいは東京都（近郊含む）のフォトボイスグループの参加者	50		600
事業４ 情報提供事業	・写真と声集 No.3 の制作、完成 ・ホームページへのデータベース構築作業 ・NEWC（国立女性教育会館）災害復興支援女性アーカイブへの写真と声収録の増加。 ・声の英語翻訳作業の推進。 ・HP、Facebook などへの活動告知・報告などの掲載の更新、拡充。	3 月 随時	東京都（近郊含む）	30	全国の一般の人々	不特定多数		2300